

## 第1回滋賀県建築物石綿対策懇話会 議事録

日時：令和3年8月20日（金）13時30分～15時30分

場所：環びわ湖大学・地域コンソーシアム 会議室

石河座長より挨拶、各委員より自己紹介の後、議事を開始した。

（事務局）

資料1、参考資料1-1を用いて、大気汚染防止法の改正概要を説明。

（石河座長）

引き続き、喜瀬委員よろしく申し上げます。

（喜瀬委員）

資料1、参考資料1-2を用いて、石綿障害予防規則の改正概要を説明。

（石河座長）

はい、ありがとうございます。

議題1は法改正の概要だけでしたので、御質問等は、議題2の説明の後に、お聞きすることとさせていただきます。

議題2の「石綿対策の取り組み状況について」、事務局から説明をお願いします。滋賀労働局様の取り組みについては、引き続き喜瀬委員の方から御説明いただくということでよろしく申し上げます。

まずは県の方からお願いします。

（事務局）

資料2、参考資料2-1～2-4を用いて、石綿対策に係る県の取り組み状況（周知啓発、立入調査の実施状況など）を説明。

（石河座長）

はい、引き続き、喜瀬委員お願いします。

（喜瀬委員）

資料2を用いて、石綿対策に係る滋賀労働局・管下労働基準監督署の取り組み状況（周知啓発、立入調査、有資格者の養成の状況、救済制度など）を説明。

（石河座長）

はい、説明ありがとうございました。

今、説明がありましたように、今回の新制度は、飛散性の高い高リスクのレベル1およびレベル2の

建材だけでなく、飛散性の比較的低いレベル3建材を規制の対象に追加し、事前調査の実施を徹底するべく、その結果を報告する制度まで盛り込まれております。

しかしながら、石綿による健康影響は、ばく露から数十年という時間差がありますので、現在発生している被害は、無対策の時代のものということができますと思います。

現在の滋賀県における被害者の数は、石綿を大々的に使用する工場があった大阪とか兵庫とは異なって、全国平均レベルですが、残念ながらこの傾向は続くものと思われます。

こういったことを背景に、残存する石綿の発生源である建築物解体等工事における石綿被害のリスクをより低減しようとするため、今回大きな制度改正が行われました。

そこで、県としましては、この新制度を労働局さんとともに適切に運用することが、まず第一と考えておきまして、現時点では、県独自に制度の導入の検討は必要ないのではないか、新制度を適切に運用するということが大事だと考えておりますので補足させていただきます。

今までの説明を踏まえまして、各委員の皆さまからご意見、ご質問等をお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。制度についての説明に対するご質問、現状について考えておられる事、何でも結構です。

(喜瀬委員)

座長、よろしいですか。

(石河座長)

はい、どうぞ。

(喜瀬委員)

滋賀労働局喜瀬です。先ほど説明したとおり、大事なポイントとして資格者の問題です。今は良いですけれども今後、資格をとらないとそもそも調査ができませんとなった時に、こういう制度とか資格の問題はいろいろな法令とか制度でもそうなのですけれども、直前にならないと皆様あまり関心がなくて、直前になって申し込みが殺到して、講習が受けられないとなることをすごく心配しています。できれば計画的に、もちろん資格を認定する体制の構築も必要なのですけれども、解体業者さんであるとか建築業者さんであるとか、そういった業者さんの方に、特に小さい会社さんも含めて、よく周知を図ることでどうにかならないものかと考えています。先ほどから話に出ていますけれども、建設業労働災害防止協会さんに聞いてもいったん講習会を行うと業者間でそういった情報が広がっていくことも想定はされます。

特に会社さんの委員の皆様にお聞きしたいのですが、業界内で制度が変わること自体の理解が進んでいるものでしょうか。

(八田委員)

建設業協会の方からこの懇話会への出席を依頼されたのですけれども、それまでほとんどアスベストに係ることは業者さん任せの部分がありました。自分のしている全体的な建設の仕事の一部という解釈

しかしておりませんでした。

私はこの仕事を始めて、50年になります。ですから、先ほど説明があった一番頻繁に輸入されている時期に、ばく露を受けている。吹き付け作業が行われているその真下をマスク無しで平気でうろうろしていた状況が実際ありました。健康への影響があるのかわかっているところもあって、危機感というのがあまり現実的でないというのがあります。

今の若い子というのは逆に、アスベスト自体に自分が携わったものがないという認識しかないのかなと思います。おっしゃるとおり、これから先の解体工事で、どれだけ石綿が飛散して影響がでるかということを知覚することは非常に大事なことだと思います。

あとは、事前調査の報告というところ、これは、講習を受講すれば資格はいただけるということでしょうか、一応試験があるということでしょうか。すみません、そのあたりもよくわかっていない部分もあります。確かに、おっしゃるとおり、新しい制度が実施される直前になって殺到するのは間違いないことだと思います。周知の徹底というのはなかなか難しいのかなと思います。

(石河座長)

ありがとうございます。谷口委員お願いします。

(谷口委員)

僕が感じるのは、解体業としては、(今回の制度改正はまだ)ほとんど浸透していない、ある一定の規模、中規模レベルでは、石綿建材調査者の一覧表をみていると、一定理解が進んでいるのですが。一向に調査者は増えないというのが現状だと思うのです。あと、先ほどおっしゃられた駆け込みというのは、よくよくご存じだと思うのですが、今年4月のアーク溶接の時が大変なことになって、アーク溶接作業ができないという鉄骨屋さんが続出しているとお聞きしています。

今、講習会は大阪とかいろんな所で開催されているのですが、1日足らずくらいで受付がいっぱいになるというのが現状らしいです。講習会開催を、できるかどうかわからないのですが、滋賀県内で、数を増やしてやることできれば、もうちょっと数が増えてくるのかなと思います。資料でも後ろの方にあるのですが、現状で県内二十数人しか資格を持ってないと、このままの状態ですと令和5年度になれば、年間すごい数を処理しないといけないことになってしまいます。滋賀県としては、一人当たり920件となっているのを極力減らしていただかないとどうしようもないのかなと思います。以上です。

(石河座長)

ありがとうございました。

喜瀬委員、講習の話がでましたが、講習の今後の見込みとか何かお聞かせいただければと思うのですが。

(喜瀬委員)

事前調査者の資格の講習に関しては、滋賀県内においては、まずは建設業労働災害防止協会滋賀県支部さんの方で今年度中に実施することが確実です。現在、他の団体もできないのかと開拓中です。

建設業労働災害防止協会滋賀県支部さんがおっしゃるには、「もっと県内でもやってくれ」という声が殺到するかと思ったが、そうでもない。ただ、中央からは「できるだけ多く実施しなさい、危機的状況なので」という話がきている。まもなく、今年度中には講習会を開催する予定です。しかし、滋賀県内において、電話がかかってきて「早くやれ」とか「どこでやっているんだ」とかの問い合わせはあまりありません。しかし、大阪の状況を見るとすぐに受付がいっぱいになっている。近畿全体として動きが遅いのかもかもしれませんが、今、準備を進めているという段階でございます。

(石河座長)

はい、ありがとうございます。

今、周知の必要性だとか、資格者を増やしていくことの必要性について話ができましたが、橋本委員、現状とか、考えておられる事とか、いかがでしょうか。

(橋本委員)

はい、橋本です。お話をお聞きしまして、やはり、資格者の問題は令和5年までの間に、かなり人数を確保しないとオーバーフローしてしまうように思います。滋賀県さんの方で作られているこちらの資料の中で先ほど谷口様もおっしゃられましたけど、年間で今のままですと一人920件というのはどう考えても難しい数字かなと思います。それとやはり情報発信のところなんです。私もいろんなお客さんから相談をいただく中で、滋賀県さんのホームページ良いなと思っているところがありまして、環境省さんが出されている動画、皆さんの中にもご覧になられた方もいらっしゃると思うのですが、こちらわかりやすく詳しく要点をまとめられています。私もお客さんから聞かれたら滋賀県さんのホームページのここを見てくださいという形でご説明させていただいています。この辺は良いなと感じました。

あと、滋賀県さんも労働局さんもですが、解体業者さん、建築業者さんの方に情報を優先的にというところがあるようですが、私ども業務全般の中で、解体工事の設計を組まれる設計業者さまとタイアップさせてもらうことがあり、設計業者さんの方に少しご理解いただけてないところが見られますので、そういったところにもう少しアプローチいただくと非常にありがたいかなと感じています。以上です。

(石河座長)

はい、ありがとうございます。

樋口委員いかがでしょうか。

(樋口委員)

私はこの機会をいただいて勉強しているところですが、全体的に聞くとやはり事前調査を司る有資格者の人数を集めないといけないということが非常に大変そうだなと皆さんがおっしゃられることと同じような感想を持っています。ただ、情報化が進んでいる時代ですので、私、現場を十分知らないのに、こんなことを言って良いのかわからないのですが、ある程度遠隔で現場の診断ができるような、例えばかなり解像度の高い画像なんかを知識のある方に送って、「この壁面どうだ」とか、「この建材どうだ」とかを診断していただく、例えば、医療の現場でも最近、遠隔で往診するということも考えられているので、そのようなことも場合によっては考えていかないといけないのではないかと思います。人数を集めることと同時に、少ない人数でできるだけ多くの案件に対応できるようなシステムづくりを、たぶん1地方自治体でできるような話ではないのかもしれないのですが、全国的な動きとしてやっていかないといけない話なのではないかと思います。機会があれば、自治体から国の方へ働きかけるだとか、そういったことがあっても良いかなと思います。とにかく有資格者の人数集めが大変そうだと素人的な感想みたいなものすみません。

あと、資料をみて感じましたのは、専門家を養成していくことになるのですが、その講習とか試験を通過することによって、本当にどの程度の診断ができるようになるのかという点に疑問を持ちました。

例えば、昔から石綿の建材を扱っておられる世代の方だとまだ石綿に関する知識と経験があるので、この年代のこれは石綿が使われているだとか経験的にも判断できると思うのですが、若い世代で石綿をほぼ扱ったことのない世代の方が知識だけを習得して現場に行った時にどれだけの判断ができるのかなと少し思いました。年代あるいは経験によっては少し講習のレベルとかやり方に関して工夫がいるのではないかという気がします。以上です。

(石河座長)

ありがとうございます。

資格者の資質と良いですか、知識だけで判断することができるのかという点、そういう観点から経験をされた方おられますか。資格者の資質という面で喜瀬委員、国の方で何か考えておられることがあるのでしょうか。

(喜瀬委員)

ちょっと該当する経験は無いのですが、資格講習の講師の要件も法令で定まっております、その中で、こういった資格を持っている人であるとか現場の経験が何年ある人とか、色々決まっています。労働基準監督署で届出処理を何十年やっていますという方も資格要件に入っていて、講師を確保できないと講座ができないので、そういったOBの方に話をしに行ったところ、資格があるからといって簡単に講師になれるものではないと言われました。労働基準監督署や役所にいるからといって石綿のことばかりやっているわけではないですし、本当に理想的なのは建築とか解体の現場で長く経験された方で、し

かも過去に石綿を見たことがある、聞いたことがありますという方がやるのが理想的なのです。ちゃんと勉強したい人に対して、ほとんど現場経験のない者が講師になっても実のある講習内容になりません。講師の確保というのも結構難しいというのが、この受講が広がっていかないということにつながっていると考えています。

(石河座長)

ありがとうございます。

あと、県と同じ大気汚染防止法を所管する立場で、大津市の高木委員いかがでしょうか。

(高木委員)

私どもの方では事業者の皆様にご苦勞をおかけするのではないかと考えております。私も公共工事の方で解体工事の設計とか現場管理に携わったことがあるのですが、対象が広がる前は、石綿が入っているかどうか、比較的目視でわかるのですが、対象が広がった後の、レベル3建材はなかなか目視ではわからなくて、実際には設計図書に頼って、仕上表とかを見て、石綿が含有しているか判断していたということがあります。全解体工事、住宅工事だとかだと設計図書、ましてや仕上表なんか残っていることが少ないと思うのでそのあたりも最初は慣れないことで事業者の皆様にはご苦勞かけると考えています。講習の精度を徐々に上げるだとか何か行政として工夫できるところは工夫して行って、少しでも事業者の皆様のご苦勞を軽減できればと考えております。以上です。

(石河座長)

はい、ありがとうございます。

今、一通りご意見お伺いしたのですが、追加で何か、他の視点で何かございましたらお願いしたいのですがいかがですか。よろしいですか、また、後でもご意見お伺いする機会がありますのでその時にお願いします。

それでは、続いて、議題3「今後の課題について」ということで事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料3を用いて今後の課題について（令和4年4月1日より施行される事前調査結果の報告制度、令和5年10月1日より施行される有資格者による事前調査の実施制度について）説明。

(石河座長)

はい、ありがとうございます。今の説明につきまして御意見御質問等ございませんでしょうか。内容的に先ほど既に出て、御意見いただいているものと重なっている部分がありますが、この2つの観点、他の事でも結構ですけども、課題について今思っておられる事をお聞かせいただければと考えております。よろしく申し上げます。いかがでしょうか。

(事務局)

すみません、事務局から補足させていただいてよろしいでしょうか。

(石河座長)

はい、どうぞ。

(事務局)

先ほど課題として御説明させていただいた中で、報告件数が膨大になるという話につきましては、当然、行政側の課題ではあると思っております。ただ、法が施行された以上この姿が望ましい姿ということになりますので、やはりこういう状態にもってこられるようにするために事業者の皆様はこの制度を知ってもらって、きちんと報告してもらおうという形にもっていくためにどのように周知したら良いのか。正直、1番目の課題と思っております。

2つ目は、先ほどのお話にもありましたように、まずは有資格者の数を充足させるということについて、制度的に県独自で何かやっていくということは難しい部分もありますが、滋賀県の中で有資格者を増やしていくということについて良い方法がないかと考えているところです。あと、有資格者の数が充足された後の問題として、先ほど樋口委員からお話いただいたように有資格者のレベルを維持していくということについてどういう形でやっていくのかということを経済的な課題として認識しているということでございます。以上、少し補足させていただきました。

(石河座長)

はい、今、補足で申し上げたことを含めて意見をお伺いしたいのですが、まず、どういうふうに周知していくと良いかについて、県としても考えているのですけれども。そういった観点で、八田委員、何かアドバイスいただければ。

(八田委員)

まず、この調査者の講習なのですけれど、資料の一番裏面に書いてある講習機関という部分、県が主導してフォローしていくということは考えられないのでしょうか。

(石河座長)

講習をですか。

(八田委員)

講習自体の開催について、先ほどあった講師の問題や今の状況、これから先、令和5年10月に向かって、どれだけ人をたくさん集めて、そういった講習会の開催が可能なのかということが懸念されます。対面の講習ではなくてビデオ講習なり、そういう統一した形で知識を習得した上で、最終的には試験という形で実施した良いのではないかと。私ども今、県の仕事をさせていただいているのですけれど長寿命化の工事というのが、たくさん発注されているところです。外部吹付材に関して、業者の選定等含めて色々聞いたりしているところですけれど、一般の住宅でも外壁材などに、結構該当するものがたく

さんあるのではと思っています。公共工事に関しては、費用的な部分で十分対応取られているでしょうけれど、個人の施主さんだとかなり負担になるので、「お金がかからない方法は何かないのか」という者が出てくると思います。先ほど申し上げましたとおりアスベスト自体の危険度というのが、実際携わっている私自身でさえ、まだピンと来ていない状況ですので、アスベストは、非常にわからない、地震と同じようにいつくるかわからないようなもの、本質のわからないようなものという認識では対策が進まないというところがあると思うので、それはこれから先の課題なのかなと思います。以上です。

(石河座長)

先ほど言われた点、事務局どうですか。

(事務局)

まず、講習のお話になりますが、基本的にこちらの方は国の制度の中で、この国家資格を取得するという形になっておりますので、簡易的な講習を受けて国家資格を得られるかどうかという観点に、どうしてもなってしまう。そういう意味では、令和5年10月からはどんなにアスベストについて詳しいという方であっても国家資格を持っておられなければ、結局、法律上は満足しないということになります。有資格者の数が足りないということについて対応していこうと思えば、県内で国家資格を得られる講習を開催するという形になってくるのですが、県の方で人数を集めて開催することができるのかどうかということが課題かなと思っています。もし、可能であれば、登録講習機関と色々な大きな団体さんとの間を津市さんや労働局さんと協力させていただいて橋渡しさせていただくということならば実現が可能かもしれないと考えているところです。ただ、制度的にどういう支障があるのかよくわかっていません。参加者がそれなりの人数いれば、講習を担ってくださる可能性があることを一部の登録講習機関からお話を伺っています。これが講習に関する回答かと思っております。

あと、もう一つですね。今後の個人住宅の解体工事という話についても、法改正に伴い個人の施主さんにとって、事前調査に係る費用が大きな負担になっていくというのはあり得る話だと考えております。これについても、県単独というよりは全国的な話ですので、こういった課題が出てきた時には、県サイドとしてはこういったことを国に要望していくことが一つの方策かなと思っています。こちらの方については具体的話をなかなかお答えしづらい部分があります。大きなご質問の中で2点あったかと思いますが、コメントさせていただくとすれば今のような話になります。

(石河座長)

よろしいですか。

(八田委員)

はい。

(石河座長)

谷口委員どうですか。



(谷口委員)

先ほど序盤に橋本委員からありましたように、県さんや市さんの改修や解体工事の発注をされる時に、よくされている形が、設計業務を設計事務所さんに委託をされて、アスベストの調査をされていて、その後、落札された元請業者さんの方にもう一度事前調査を下さいという形かと思うのですけれど。

滋賀県さんや大津市さんではないのですが、予算について、アスベストの分析費がほとんど計上されていないことがあります。「これだけの規模の工事でたった2検体ですか？」といった事例もあります。橋本委員もそういったケースを経験されていると思うのですけれど、同じようなケースが良くあります。行政さんの工事では、先に設計の段階で、アスベストの分析費については、ある程度、こちら（事前調査を実施する者）からの情報を聞いてから、当初は予算がなくても必要な検体数分析できるような形をとっていただきたいと思っています。設計段階で、ある程度こちら（事前調査を実施する者）に聞いていただくことによって、公共工事に関しては、有資格者が少なくてもある程度、事前調査が可能になると思います。今、ある公共工事をさせていただいているところですが、事前に分析してあったのは6検体でした。元請業者さんが実施した事前調査において、私が事前調査させていただいたのですが、追加で分析させていただいた検体は18検体です。合計24検体という形になっています。結果、途中ですが、8検体中2検体くらいは石綿が検出されてきているという例があります。そうなってくると行政さんの方も予算の都合等という話がでてくるとと思いますので、やはり設計の段階でアスベストの分析調査の予算は潤沢に確保いただけたらと思います。以上です。

(石河座長)

はい、ありがとうございます。

このことで何かコメントありましたら、よろしくお願いします。

(高木委員)

公共工事の仕組みとしましては、たとえば解体で、わかりやすい例で言うと、予期していなかった石綿がでてきたら設計変更して対応するのと同じように、設計段階で予期していなかったアスベスト分析調査が必要になった時には、設計変更して、検体数を変えるということは可能です。ただ、今は、なかなか、法改正後すぐということもあり、おそらく、慣例的に変更しないような形で、そのままの金額でということもあると思われれます。アスベスト分析調査の必要性がでてきましたら、しっかり必要な検体数分増やすということを公共工事の担当者の方もしっかり認識するとともに、設計段階で、今は少ない検体数しか計上していないのをなるべく増やすということも、役所の担当者の方もこれから勉強していったって対応していく必要があるのかなと思います。大津市の方にも工事を発注している工事の担当部署がありますので、そこにも情報共有しながら進めていきたいと考えています。

(石河座長)

ありがとうございます。

橋本委員よろしく申し上げます。

(橋本委員)

私の方から1つお願いなのですけれど、先ほど周知啓発のところ、今年度コロナ禍で、滋賀県さんの方も元々は法改正の講習会を御計画であったけれど、キャンセルされていると聞きました。できれば、何らかの形で、遠隔という形でも良いので開催いただけないかと。書面だけいただいてもどうしても必要性や重要性が伝わらない。開催できれば、そこで上手く情報が伝われば、もう少し真剣に取り組まないといけないということを知っていただけるのではないかと思います。できましたら、滋賀県の出先機関、環境事務所さんの方で動いていただけると非常にありがたいなと思います。

それから、1つ教えていただきたいことがあるのですが、今年度から合同でのパトロールをされていらっしゃるというところ。情報はまだ精査されていないというご説明だったのですが、今回の大気汚染防止法の改正の中で、取り残しの確認についても強化されたと思うのですが、そういったところで、解体等工事に対して、行政さんの方で、現地調査において、何か取り組み強化されていることがあれば教えていただけないかと思いました。

(事務局)

取り残しのないことの確認についてですが、レベル1、レベル2の届出の必要な解体等工事については、従来から工事完了後に報告書を任意でいただいておりますので、その中に写真がついてきますので、それで確認させていただいています。

今年度は、事前調査が実施されているかどうかおよび事前調査結果が掲示されているかどうかということが、一番大事であると考えておまして、そちらの確認を重点的に実施しているところです。

(橋本委員)

ありがとうございました。わかりました。私も直接対応させていただいたわけではないのですが、首都圏の方では、最終的にどこまで工事をすれば、除去が完了したと認められるかということも問題視されているところもあります。今後、滋賀県さんの方も先ほど事前調査の品質のレベルの話がありましたが、解体工事の品質のレベルというのもポイントになってくる可能性がありますので、そのあたりも注意が必要と思いました。

あと、もうひとつ、解体や改修工事におけるアスベストの危険性のお話はよくあるのですが、それ以前に、元々、平成17年、18年度にレベル1のアスベスト、吹付材については、全国的にアンケート調査がされていたと思うのですが、現場に行かせてもらおうと、今になっても、まだ、吹付材がそのまま残されている現場があります。健全に残っていたら良いのですけれど、老朽化がひどくて、ばく露の危険がある建物があります。建物ばく露についての確認も今後重要なポイントかなと思います。以上です。

(石河座長)

樋口委員いかがですか。

(樋口委員)

先ほど事前調査を実施される方の資質の話をしましたけれど、ちょうどここにも事前調査結果の質の確保についてという話があります。その話もしたいのですが、その前に、講習をして資格者を増やして

というのが課題として示されているのですけれども、例えばこれから講習を受ける立場の人間になって考えるとその資格を取得して、果たしてそんな仕事ができるものなのかとかあるいは資格を取得してメリットがあるのかとかそういったことを考えると思うのです。そういったことを考える人に、資格をとって活躍して欲しいというような、講習よりも先に、有資格者になりませんかというプロモーション的なことをしないといけないのかなという気がします。そうだとすると、今事前調査をされている方がどうしているのか、どういう活躍をされているのか、社会的にどれだけ大事なのだということにアピールするような場を、例えば動画のようなものを配信しても良いと思います。また、実際にそういう方の活躍されている場所を見学するようなイベントを作るだとか、そんなことをやって調査者になりませんかというプロモーションみたいなことも、講習する前にしないといけないのではないかという気もしてきました。で、それとも関係するのですけれども、先ほどの質の確保という問題で、既にプロフェッショナルとして活躍されている方の現場での仕事ぶりを見たりだとか、既に資格を取得されている方にも技術士などでよくある、いわゆる CPD(継続研鑽: Continuing Professional Development)活動の一環として、熟練者さんについて勉強していただくとか、有資格者向けの研修をしたりだとか、例えばグループ、勉強会のようなものを独自につくってもらって、CPD 活動をしていただくというような仕組みができると有資格者の質も向上していくのではないかと思います。これは、建築・建設分野では良く言われている話ですので、この分野でもそういった活動をしていただいたら良いのではないかと思います。

以上です。

(石河座長)

ありがとうございました。

喜瀬委員いかがですか。

(喜瀬委員)

有資格者の質の向上でありますとか資格取得の動機付けでありますとか、行政側の立場でどうこう言うのは難しいのですけれども、とは言え、資格認定機関において、資格のアップルをすることは必要だと思いますので、認定機関とも相談して何かできることはないか検討してみたいと思います。

(石河座長)

すみません。お答えということではなく、何かコメントがあればということで申し上げたのですが、ありがとうございます。

高木委員、先ほど別のご質問にお答えいただいたのですが、他に何かご意見等ありませんか。

(高木委員)

この機会に確認させていただきたいのですが、この事前調査の報告というのが国の方で電子申請を前提にシステムが作られているのですけれども、建設分野というと電子化が進んでいないと言われていまして、インターネットに接続さえできれば報告はできそうではあるのですけれども、対応の方は実際できそうでしょうか。そのあたりを民間の皆様にご教壇に教えていただけないかなと思います。

(八田委員)

建築・土木業界の中で、土木分野は電子化が進んでいると思います。建築分野は若干、電子申請関係は遅れているということかなと思います。ただ、対応はとれると思います。業界全体としては、規模の小さい業者さんは、設備面も含めてどうなのかというところはあると思います。電子申請オンリーという形は、果たして対応できるかどうかだと思います。

(高木委員)

ありがとうございます。

(石河座長)

はい、いろいろご意見いただきまして、ありがとうございます。

他に、何か、時間が迫っておりますが、最後に言っておきたいということはございませんでしょうか。

(橋本委員)

先ほどの資格者の品質と良いですか、講習会を受講できる受講資格が資料の最終ページに載っています。特定調査者は、一般調査者、建築に関して一定以上の実務経験を有する者、一般調査者は石綿作業主任者、建築に関して一定以上の実務経験を有する者が受講資格となっていますので、最低限、石綿の取り扱いをご理解いただいている方が講習を受講されている。確かに事前調査の内容について、どこまでやるかについては次の課題かもしれないですが、資格者は最低限のことは知っておられるのかなと思います。

(石河座長)

はい、ありがとうございます。様々なご意見をいただきありがとうございます。

本日いただいた意見ですが、主に感じましたのは、新しい制度を周知していく、より効果的に、より広く周知していく、そのための対応策、それから、有資格者の数を増やしていく、増加に向けた対応策、そういったことが大事だということを御提案・御意見いただいたのかなと思っています。

それで、次回ですね、そういったところに絞って、【新制度を効果的に周知していくための対応策】【有資格者の増加に向けた対応策】といったところを論点に議論できればと思います。

委員のみなさまについては、次回の議題に向けまして、それぞれの業界のお立場からの対応策やご意見についてご説明いただければと思いますのでどうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。それでは本日の懇話会は終了とさせていただきます。

進行を事務局にお返しします。

(事務局)

委員の皆さま、色々と貴重なご意見いただきありがとうございました。本日の御意見・内容については整理をさせていただきます。

第2回については、先ほど座長から話のありましたとおり、2点の論点に絞って、何か良い方策はないかご議論いただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

この件について、業界団体の代表の方におかれましては、一度各団体にお持ち帰りいただいて、ご相談いただくことを含めて、何か、議論の土台となる資料等いただければ非常にありがたいです。後日、改めてメール等をお願いさせていただきたいと思っておりますので、ご対応についてぜひともよろしくお願い致します。連絡事項については、以上になります。それでは本日の懇話会はこれで終了とさせていただきます。

皆さま本日はお忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございました。引き続きよろしくお願い致します。